⑶　工事場所　山形県酒田市宮野浦字家岸地先及び古湊地先
⑷　工事内容　本体工　１式
⑸　工期　令和４年３月10日まで
⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑾　本工事は、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する対象工事である。
⑿　本工事は、出来高に応じた部分払いを行う「出来高部分払方式」の工事である。
⒀　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
　なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。
⒁　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合に、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。詳細については、入札説明書に記載する。
⒂　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。
　若手主任（監理）技術者は、昭和55年４月２日以降に生まれた者とする。
⒃　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
⒄　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
⒆　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後、速やかに発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
⒇　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。
　「工事設計書」については、契約後に適宜、東北地方整備局港湾空港部ホームページにより公表する。

２　競争参加資格
　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。
　なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度「港湾土木工事」に係る定期競争参加資格審査申請を行い、受理されている者で、開札の時までに競争参加資格を有する者であること。なお、手続の確認のため令和３・４年度定期競争参加資格審査申請書「地方整備局（港湾空港関係）」の受付票の写し、又は受付受信メールの写し等を提出すること。
⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾土木工事」における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること）。
　なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を850点以上とする。
　ただし、開札の時点において、上記の客観点数の決定を受けていなければならない。なお、決定されていない場合は、当該業務の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成17年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
　１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者
　・同種工事は、ケーソン製作用台船及び海上打継合わせて、実質量2,700ｔ／函以上の鉄筋コンクリートケーソンを製作した工事
　２）特定ＪＶの代表者以外の構成員
　・同種工事は、ケーソン製作用台船又は海上打継で、鉄筋コンクリートケーソンを製作した工事
　なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領の制定について（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は１名とする。
　１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　２）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成17年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる工事の施工経験を有する者であること。なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
　・同種工事は、ケーソン製作用台船又は海上打継で、鉄筋コンクリートケーソンを製作した工事
　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、規定しない。
　３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　配置予定の主任（監理）技術者が若手技術者であり、その他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対して臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者であること。なお、本工事において申請できる技術指導者は１名とする。
　①　上記⑹に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。
　②　他の工事に主任（監理）技術者として従事していないものであること。
　③　定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）。
　なお、技術指導者を配置する場合の若手主任（監理）技術者に求める競争参加資格要件は、上記⑹２）に掲げる主任（監理）技術者に求める同種工事の施工経験は求めない。